

営業秘密の管理 ー営業秘密管理指針改訂案の公表ー

データ保護ニュースレター

2025年2月14日号

執筆者:

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[濱野 敏彦](#)

t.hamano@nishimura.com

経済産業省は、2025年1月31日に「営業秘密管理指針（改訂案）」に対する[意見募集](#)を開始した。本ニュースレターでは、これまでの営業秘密管理指針の改訂経緯を概観した上で、今般公表された営業秘密管理指針（改訂案）（以下「本改訂案」）の主な改訂点を紹介し、実務上の留意点について説明する。なお、本改訂案は意見募集段階のものであるため、確定前に修正が加えられる可能性があることにご留意いただきたい。

1. 営業秘密管理指針の改訂経緯

営業秘密管理指針は、2003年に制定され、2015年に全面的に改訂された。2015年の全面改訂前の営業秘密管理指針では、「営業秘密」の法解釈が必ずしも明確ではなかったため、2015年の全面改訂では、「営業秘密」の法解釈を明確化することに特化し、不正競争防止法において法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すこととされた。

その後、2019年に、ビッグデータ及びAIの進展を踏まえた改訂等が行われた。

本年1月に公表された本改訂案は、テレワークの増加やクラウド環境の利用増大など営業秘密をとりまく状況が変動していることを踏まえたものである。

2. 秘密管理性要件の記載の充実化

営業秘密は、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」（不正競争防止法2条6項）。一般的には、この営業秘密の定義から、有用性、非公知性及び秘密管理性の3つが営業秘密の要件であると言われている。そして、本改訂案では、これらの3要件のうち、最も訴訟で争われることが多い秘密管理性について紙幅の多くが割かれている。

本改訂案では、秘密管理性に関して、近時の裁判例を踏まえた記載が追記されている。例えば、「秘密管理性は、従業員全体の認識可能性も含めて客観的観点から定めるべきものであり、従業員個々が実際にどのような認識であったか否かに影響されるものではない」（知財高判令和3年6月24日（令和2年（ネ）10066号））、「当該媒体に接触する者の限定に関して、従業者ごとに厳密に業務の必要性を考慮した上で限定することまでは求められるものではなく、業務上の必要性等から特定の部署で広くアクセス権限が付与されていたとしても、特定の従業員に限定されていたことには変わりはないと考えられる」（福岡高判令和6年7月3日令和6年（う）20号）等と記載されている。これらの記載は、実務上、秘密管理性の要件の充足性を検討する際に参考となる。

また、本改訂案は、情報セキュリティと秘密管理性の関係にも言及している。情報セキュリティで求めら

れる措置の程度と秘密管理措置の程度は異なってもよいと、情報セキュリティで求められる措置の程度に達していなくとも秘密管理性が認められ得ることが明記されている。

3. 大学・研究機関が営業秘密を保有する「事業者」に該当することの明確化

これまで、営業秘密管理指針は、民間企業を念頭において記載されていた。しかしながら、大学や研究機関においても、民間企業と同様に営業秘密を保有することは十分にあり得るため、営業秘密管理指針の内容は大学や研究機関にも当てはまるものといえる。実際、裁判例においても、大学が不正競争防止法における営業秘密の保有主体である「事業者」（不正競争防止法 1 条等）に該当することを前提とした裁判例が存在する（東京地判平成 13 年 7 月 19 日判時 1815 号 148 頁）。

これらの点を踏まえて、本改訂案において、大学や研究機関における営業秘密の管理・保護についても、営業秘密管理指針の規定内容が当てはまることが明記されている。

4. 営業秘密と限定提供データの関係の明記

営業秘密と同様に、不正競争防止法によって保護される知的財産として、限定提供データが存在する。本改訂案は、営業秘密と限定提供データが相互補完的関係にあることについて新たに説明を加えている。

限定提供データは、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。」（不正競争防止法 2 条 7 項）と定義されている。このように、限定提供データからは営業秘密が除かれるため、両者は、①情報が営業秘密に該当する場合には営業秘密として保護され、②情報が営業秘密に該当しない場合であって「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法…により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報」に該当する場合には限定提供データとして保護される関係にある。

なお、経済産業省は、限定提供データに関して「[限定提供データに関する指針](#)」を策定しており、その中で、営業秘密による保護と限定提供データによる保護との関係について、「実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない。したがって、事業活動における有用な情報を保有する事業者において、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことが期待される」と記載している。

近時、生成 AI の急速な進展等の影響により情報の重要性が益々高まっているため、不正競争防止法との関係では、企業が保有する情報について営業秘密と限定提供データの両方の管理要件を踏まえた情報管理体制を構築することが肝要である。

5. 企業における営業秘密の管理と保護 実務上の留意点

本改訂案も指摘するとおり、近時の傾向として、テレワーク勤務やクラウド環境での情報管理の進展が挙げられる。これらの傾向や本改訂案の追記部分を踏まえて、各企業においては、情報管理に関する基本規程（秘密管理規程、情報管理規程等）の内容の改訂を行う必要がないか、検討することが望ましい。秘密管理性の要件や情報セキュリティ施策との関係性については、この機会に一度見直すことが有益であるように思われる。また、基本規程及びそれに基づく情報管理の実態がテレワークを踏まえたものになっていない場合には、テレワーク勤務時に必要な情報にアクセスできないこと等の理由から、業務上の必要性を優先することによる規程違反行為が常態化し、情報漏洩が生じやすい状況に陥りかねないため、速やかな対応が必要で

ある。

また、同様に、本改訂案が指摘するとおり、近時、派遣労働者が自社営業秘密に接触する機会が増加しており、営業秘密が漏洩するリスクが益々高まっている状況にある。そのため、派遣労働者や従業員等から誓約書を取得すると共に、情報管理教育を定期的を実施して情報管理に対する意識を高めることにより、情報漏洩リスクを低減することも重要である。

さらに、雇用の流動化や労働形態の多様化の流れに伴う兼業先・副業先の営業秘密に接する機会の増加により、他社の営業秘密が自社に流入してしまうリスクも高まっている。そのため、中途採用候補者等との面談において、他社の営業秘密の持ち込みを行ってはならないことを十分に説明し、納得を得た上で適切な誓約書を取得することにより、他社の営業秘密が自社に流入しないようにすることが肝要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com